

第 3 4 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年10月11日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

所管：名古屋市健康福祉局精神保健福祉センター

文書：名古屋市精神医療審査会委員の委解嘱について

平成31年 4月 1日付け施行決裁文書のすべて

- 2 同年10月25日、実施機関は、本件公開請求に対して、「精神保健福祉センターに対する請求 名古屋市精神医療審査会委員の委解嘱について 平成31年 4月 1日付け施行決裁文書のすべて」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年10月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、本件行政文書に記載されている精神医療審査会委員（以下「本件委員」という。）の氏名及び所属（新規委嘱委員の「連絡先等調査票」については氏名、生年月日、自宅住所、電話、ファックス、勤務先名称、勤務先住所、電話、ファックス、履歴事項、備考）は、公開することにより当該委員個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、また、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 1号ただし書ア括弧書及び第 5号に該当すると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 名古屋市精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づき、指定都市に設置されるものである。
- (2) 精神保健福祉法では、指定医による診察の結果、自傷他害のおそれのある精神障害者を指定都市の市長の権限により強制的に入院させる措置入院や、家族等の同意により精神障害者本人の同意を得ることなく入院させる医療保護入院について規定されている。
- (3) 精神医療審査会では、精神科病院の管理者から医療保護入院の届出があった時、並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があった時の入院の必要性に関する審査や、入院中の者やその保護者等からの退院請求や処遇改善請求に関する審査を行っている。
- (4) 指定都市の市長は、精神医療審査会の審査結果に基づき、退院命令等の措置を取らなければならないとされており、当該審査会は指定都市の市長からの独立性が高い第三者機関であるといえることができる。
- (5) 精神医療審査会は、患者本人の意思によらない入院や行動制限の必要性という患者本人の人権保護に直接つながる極めて重い内容を審査しており、その審査結果は、患者等が望まない結果となることも少なくない。強制入院等という、事案の特異な性質上、望まない審査結果に対して患者等が抱く不満の強さは察して余りある。そしてそれは、当該審査を行った委員に対する圧力や干渉等につながるおそれがある。
- (6) 上記(5)のような精神医療審査会の審査内容の特異性から、情報公開のあり方について、当該審査会と本市の他の合議制機関とを同列に論じることは適当でない。
- (7) 精神医療審査会の事務の公正かつ適正な遂行のためには、本件委員に対する患者等からの圧力や干渉等への配慮が必要であり、こうした配慮を行わなければ、事務の遂行はもとより、委員の就任辞退のおそれすらある。実際に、委員の就任依頼にあたっては、氏名を公表しないことを前提条件として依頼を行っている。

(8) 審査請求人は、栃木県情報公開審査会答申第56号を例示し、同様の審査請求は、開示すべきと答申されていると主張している。しかし、名古屋市においては、同様の異議申し立てに対する名古屋市情報公開審査会第153号答申において、「委員の氏名及び所属は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。」として、当該異議申し立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当であると結論づけている。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の中の本件委員の氏名及び所属（新規委嘱委員の「連絡先等調査票」については氏名、勤務先名称、勤務先住所、履歴事項、備考）を非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件委員は、市条例に基づく非常勤の特別職に属する地方公務員である。

(2) 条例第7条第1項第1号ただし書アに基づき、職員の職務の遂行に係る情報であるため、開示されるべきである。

(3) 同様の審査請求は、栃木県情報公開審査会において、開示すべきと答申されている。（平成23年11月8日「精神医療審査会委員名簿、辞令の写しの部分開示決定に係る異議申し立てに対する決定」についての答申（第56号））

(4) 上記(3)のとおり、公開することにより、本件委員個人の権利利益を不当に害するおそれがないと考えられる。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち、本件委員の氏名、所属、所属住所、履歴事項及び備考欄の記載事項（以下「本件情報」という。）が、条例第7条第1項第1号及び第5号に該当するか否かが争点となっている。

なお、本件処分においては、本件行政文書に記載された本件委員の生年月日、自宅住所、自宅電話番号についても非公開とされているが、審査請求人の請求の趣旨から本件情報が非公開とされた部分に限っての審査請求と認められるため、本件情報以外の本件処分の妥当性については検討しない。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

当審査会の調査によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として、精神保健福祉法第12条に基づき、都道府県及び指定都市に設置されている。

当該審査会では、精神病院等の管理者からの定期報告に関する審査、家族等の同意により本人の同意なしで入院させることができる医療保護入院の必要性に関する審査及び入院中の退院請求等に関する審査等、人権に密接に関連する内容について審査を行っている。

- (2) 精神医療審査会は、精神保健福祉法第13条に基づき、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者から構成されている。

なお、当該審査会は、委員 5人をもって構成する合議体を設置している。個別の審査の案件はすべて合議体において取り扱い、合議体において決定された審査結果をもって、当該審査会の審査結果としている。

- (3) 本件行政文書は、本件委員の就任又は退任にあたり、当該委員の委嘱又は解嘱の手続きのため、精神医療審査会の事務局である実施機関が起案した決裁文書である。

本件行政文書には、委嘱状及び解嘱状の写し、新規委員の委嘱承諾書及

び連絡先等調査票、新規委員の所属機関の委嘱承諾書及び本件委員の名簿等が添付されており、本件委員の氏名及び所属等の本件情報が記載されている。

4 本件情報の条例第 7条第 1項第 5号該当性について

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、上記 3(3) のとおり、本件委員の委嘱及び解嘱について、実施機関が起案した文書であり、本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件行政文書を公開すると、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 精神医療審査会は、上記 3(1) のとおり、患者本人の人権に密接に関連する内容について審査を行っている。

イ 上記アのような精神医医療審査会の審査内容の特異性や、結果が患者本人に与える影響の大きさに鑑み、実施機関は、上記第 3の 2(7) のとおり、本件委員への就任にあたっては、氏名を公表しないことを前提として依頼を行っているほか、委嘱後に開催される精神医療審査会において、委員名簿は非公表である旨を当該委員全員に周知しているとのことである。

ウ また、本件情報のうち、本件委員の氏名を除く情報を公にすると、ホームページ等で公になっている他の情報と照合することにより、本件委員を識別することができるものであると認められる。

エ このような状況下で、本件情報を公にすることは、上記イのとおり、本件委員であることを公表されないことを前提として就任した委員の実施機関への信頼を裏切ることになりかねない。

オ その結果、本件委員が辞任する可能性や今後新たに委員候補となる者

が就任を辞退する可能性が生じるなど、精神医療審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれが発生することは否定できず、本件情報を非公開とした実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

5 本件情報の条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

実施機関は、本件情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると主張しているが、上記 4 のとおり、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断しない。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年11月14日	諮問書の受理
12月16日	弁明書の受理
12月20日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年 1月28日 (第30回第 3小委員会)	調査審議
2月28日 (第31回第 3小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人